

【資料1】第3期幕別町地域福祉計画の実施状況について

基本目標	取組の方向	施 策	具体的取り組み内容	達成度 ◎：実施済 △：実施に向け検討中 ×：未実施	実施事業名若しくは具体的な取組み状況
1. やさしさにあふれるまちづくり	1. 子育てにやさしい環境づくり	(1) 幼児期の学校教育・保育の推進等			
		・ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供	少子化や核家族化の進展、働き方の多様化などにより、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。このような状況に対応するため、教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携を含め、幼児期の学校教育・保育の一体的提供を図るなど安心して子どもを預けることができる教育・保育環境の整備に努めます。	◎	○幕別地区では、少子化に伴う児童数の減少等の課題を抱えていることから、令和6年4月から幕別中央保育所園舎を利用した保育所型認定こども園へ移行した。保育所・幼稚園の児童が就学前から一緒に過ごすことで小学校へのより滑らかな接続に繋がるなど、児童にとっても就学前の良い環境の確保が図られた。 ○令和6年度には、新施設整備に係る住民説明会を実施し、その後民生常任委員会で同様の説明を行った。
		・ 幼児期の学校教育・保育の充実	核家族化や女性の社会進出が進む中、利用者の生活実態及び意向を踏まえた保育サービスの展開や情報提供、サービスの質の向上が求められていることから、今後も幼稚園や保育所等において、施設整備や保育サービスの充実に努めます。	◎	○待機児童の解消や施設の老朽化対策、教育・保育の一体的提供として、家庭的保育事業所への受入支援や認定こども園移行に係る取組みを実施した。 ○教育時間以外の時間において、在園児を幼稚園や認定こども園で保育することにより、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため預かり保育を実施した。 ○幕別認定こども園の新施設整備に向けて、令和6年度から実施設計業務を実施した。
		(2) 地域における子ども・子育て支援事業の推進			
		・ 地域子ども・子育て支援事業の推進	家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」、保護者が昼間家庭にいない小学生の通う「放課後児童クラブ」など、地域の子育て支援の充実に努めます。	◎	○あそびの広場を保育所(園)、図書館で実施した。 ○子育て支援センター事業を実施した。 ○一時保育事業を実施した。 ○子育て短期支援事業(ショートステイ)を実施した。 ○ファミリー・サポート・センター事業を実施した。 ○学童保育所を幕別地域、札内地域、忠類地域に設置した。

基本目標	取組の方向	施策	具体的取り組み内容	達成度 ◎：実施済 △：実施に向け検討中 ×：未実施	実施事業名若しくは具体的な取組み状況
		・子育て支援のネットワークづくり	地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、利用者への情報提供に努めるとともに、地域住民が子育てへの関心や理解を深め、地域社会が子育てで家庭を支えることができるよう意識啓発に努めます。	◎	○子育てサークル育成支援事業を実施した。 ・町内の子育てサークル等に対して遊びの技術的支援、運営に関する支援と必要に応じてサークル同士への交流の場の提供、新サークル育成のための援助活動を実施した。 ○子育てボランティアを推進した。 ・ファミリー・サポート・センター事業の一環として令和5年度に立ち上げた「子育てサポーター」を活用し、町の各種行事の託児を実施した。 ○広報紙、ホームページ等を活用し、子育て家庭に向けた情報提供を行った。 ○「幕別町子育て応援サポートブック『まくはぐ』」を作成し、母子健康手帳交付時や転入時に配布した。 ○子育て世代包括支援センターでは、妊娠から出産子育て期を安心して過ごすことができるように、幕別・札内・忠類の各地域で保健師、管理栄養士、助産師等による健康相談・保健指導(来所、電話、メール、オンライン)を実施した。 ・健康相談 ・支援プラン作成 ・ケース連絡、検討 ・子育て情報配信事業 ・よちよちサロン(11か月育児教室) ・すくすく相談(2歳育児教室) ○ママカフェ(産前産後サポート事業)、産後ケア事業。 ・家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消したり、産後ケア事業では、母子に対する心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる環境を整えた。(令和6年度は、個別相談会を廃止し、予約制とした。)
		・児童の健全育成	地域社会の中で異年齢の子ども同士の遊びや学習など様々な体験活動を行うことができる安全・安心な放課後対策や週末の居場所づくりに努めます。	◎	○幕別地域、札内地域、忠類地域にそれぞれ設置している学童保育所については、小学校1年生から6年生までの児童を受入。土曜日は、一般開放日として設定し、学童保育所に在籍していない児童の受け入れも行った。 ○毎月19日を幕別町教育の日として位置付け、地域の人の授業参観や食育推進事業などの学校ごとの取り組みにより、地域参加型の学校づくりを推進した。
		(3) 特に支援を必要とする子どもへの取り組みへの推進			
		・児童虐待防止対策の充実	児童虐待は、子どもの権利を侵害し、子どもの心身の発達や人格の形成に深刻な影響を及ぼすものであり、未然予防の重要性や早期発見、早期対応が求められています。このため、子どもの権利を尊重し、すべての子どもの健やかな成長を保障するとともに、支援を必要とする家庭の自立に向け、福祉・保健・教育・警察や地域等の関係機関が連携・協力し総合的な支援に努めます。	◎	○要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議とケース検討会の開催により、関係機関の情報共有と個々のケースの効果的な支援策を協議した。 ○11月に全国的に実施している「児童虐待防止推進月間」への取組と連動し、「児童虐待防止」、「児童虐待に対する学校・教職員の役割・責務」について掲載したチラシを作成し、町内の各小・中学校の全児童・生徒に配布した。 ○児童虐待防止対策と関わりがある、「幕別町子どもの権利に関する条例」の普及・啓発のため、小学校高学年・中学生の対象学年に向けてパンフレットの配布や、小学生を対象に「子どもの権利絵画コンテスト」を実施した。 ○オレンジリボン運動を推進した。

基本目標	取組の方向	施策	具体的取り組み内容	達成度 ◎：実施済 △：実施に向け検討中 ×：未実施	実施事業名若しくは具体的な取組み状況
		・ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭は、子育てを行う上で、生活の基盤が不安定な状態にある場合が多く、総合的な対策を適切に実施することが求められています。このため、ひとり親家庭が安心して子育てでき、自立した生活を営めるよう、相談体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を進めます。	◎	○離婚届出(相談)の際、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金(道事業)をはじめとした各種制度の情報提供を行い、ひとり親家庭の経済的、社会的自立につなげられるよう支援した。 ○広報紙や町ホームページを活用した制度の周知を行った。
		・障がい児施策の充実等	障がいの原因となる疾病や事故の予防及びその早期発見を図るため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査や保健指導に継続して取り組みます。 また、障がい等が確認された子ども及びその保護者に対して、関係機関と連携を図りながら適切な支援を行い、不安の解消等に努めます。	◎	○障がいのある子どもに対して必要な児童発達支援や放課後等デイサービスの支給決定により、療育の機会の提供と、日中一時支援事業を活用し、子どもの居場所の確保や保護者の育児への負担軽減を図った。 ○発達支援センターから乳幼児健診に専門職を派遣し、保護者からの発達や子育てに関する相談を受け、適切ななかかわりや育児ができるように、助言・指導を行った。 ○巡回相談を実施し、関係機関と連携を図ることによって早期の支援につなげた。 ○健康診査事業・保健指導を実施した。 ・妊婦一般健康診査 ・妊婦超音波検査 ・1か月児健診(R6.10～) ・3～4か月児健診 ・7～8か月児健診 ・1歳6か月児健診 ・3歳児健診
		(4) 子どもの貧困対策の推進			
		・相談・生活支援の充実	子どもの貧困対策を効果的に推進するためには、相談対応が全ての支援の出発点となることから、関係する機関が共通認識のもと、子どもの支援の視点で各種支援につながるよう相談や生活支援の充実に努めます。	◎	○利用者支援事業や各種保健事業などを通じ、子どもの貧困等による諸問題の相談(発見)があった際には、関係機関と連携を図り、必要な社会資源へとつないだ。
	2 地域福祉活動を担う人材の育成	(1) 福祉意識の醸成			
		・福祉教育の推進	地域福祉を推進していくためには、家庭や地域、学校などのさまざまな場において、福祉教育を推進していく必要があります。このため、学校や福祉関係者との連携のもと、次代を担う青少年が福祉に触れる機会を増やし、他人を思いやり支え合おうとする意識を啓発するとともに、地域福祉活動への参加に結びつくよう努めます。	◎	○小中学校における障がい理解促進を推進した。 ・令和6年度は小学校において障がいに対する理解を深めるため、視覚障がいについて帯広盲学校教員が3回授業を実施し、見えない障害への理解を深めた。
		・地域福祉に関する理解を深める取組の推進	地域の課題について公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができなくなっている現状を踏まえ、住民一人ひとりが地域の担い手であるという意識を培うため、福祉教育や啓発活動の充実をはじめ、人材の確保や組織の育成に努め、高齢者や障がい者に対する地域の理解を深め支え合えるような地域づくりを推進します。	◎	○自立支援協議会定例会において、様々なテーマを設け障がい者を取り巻く環境や支援の方法について考える場の提供を行った。 ○ヘルプマーク、ヘルプカード、障害者週間、発達障害週間などについて、広報等で周知を図った。 ○小学校において障がい理解啓発の授業を行った。
		(2) 地域福祉活動を担う人材の育成			
		・地域福祉活動を担う人材の育成	地域福祉活動は、活動を行う「人」によって支えられており、地域福祉を担う人材の育成と資質の向上は重要な課題となっていることから、地域福祉に対する地域住民の意識や気運を高めるとともに、福祉関係者との連携のもと地域の核となる役割を担う人材の育成に努めます。	◎	○地域福祉を担う人材や団体を対象とした研修会への支援を実施した。

基本目標	取組の方向	施策	具体的取り組み内容	達成度 ◎：実施済 △：実施に向け検討中 ×：未実施	実施事業名若しくは具体的な取組み状況
		・ボランティアの養成	ボランティア活動を促進するため、ボランティアセンターと連携を図りながら、活動に関する情報提供や相談体制を充実し、ボランティアの養成に努めます。	◎	○ボランティア団体への団体補助を行う社会福祉協議会への支援を実施した。
2 ともに支え合うまちづくり	1 住民主体による地域を支える体制づくりの推進	(1) 地域福祉活動の推進			
		・地域で支える仕組みの充実	民生委員・児童委員や行政区などとの連携により、子どもの安全とひとり暮らしの高齢者、障がいのある人を地域で見守る体制の充実を図ります。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における事業者や団体に協力を得て実施している「高齢者見守りネットワーク事業」を推進します。さらに、地域資源の開発とネットワーク化、ニーズと地域資源のマッチングを行う「生活支援コーディネーター」を配置し、地域住民が主体的に行っている見守りや支え合いの活動が地域に広がっていくよう活動を支援することで、支え合い活動の推進や生活支援の充実を図ります。	◎	○民生委員児童委員による見守り活動を実施した。 ○高齢者見守りネットワーク事業を実施した。 ○生活支援コーディネーターを配置し協議会を実施した。
		・地域サロン等交流機会の促進	身近な場所で高齢者や障がいのある人などが交流できる地域サロンを促進し、閉じこもり防止や仲間づくり、生活課題の発見に努めます。また、地域活動支援センターなどでの文化やスポーツ活動、交流活動などを通じて、高齢者や障がいのある人の社会参加を促進します。	◎	○地域サロンへの活動補助を行う社会福祉協議会への補助を実施した。 ○地域活動支援センターにおいて、地域との触れ合いや地域と共に活動していく「地活かふえ」を開催した。 ○生活支援体制整備事業による地域づくりを支援した。 ○しらかば大学へ支援した。 ・月1回の専門科目と教養科目を開催 ・体育祭、大学祭、管外視察研修を実施
		(2) 協働のまちづくりの推進			
		・協働のまちづくり支援事業	地域住民と行政が一体となり、お互いを尊重し協力し合い、安心して住むことができる快適で豊かなまちづくりを行うため、地域住民自らが行政と協働し、まちづくりに参加する各種事業の経費の一部を支援します。 住民と行政とのパートナーシップによる協働のまちづくりが、より多くの人に理解されるよう今後も情報の提供に努め、「協働のまちづくり検討委員会」において住民要望に即した事業の追加や見直しを図っていきます。	◎	○協働のまちづくり支援事業を実施した。 ・必要に応じて協働のまちづくり検討委員会を開催し、事業内容の検討、見直しを行った。
	2 地域福祉を支える団体活動の推進	(1) 社会福祉協議会との連携			
		・社会福祉協議会活動支援	社会福祉協議会は、公益性の高い非営利の福祉団体として、また、地域福祉を推進するための中心的な団体として位置付けられており、福祉制度にのっとった福祉サービスの提供だけでなく、制度の谷間にいる要援護者の生活支援や地域福祉活動の拠点の場の提供など、地域福祉活動に積極的に取り組むことが期待されています。誰もが安心して暮らすことができる福祉社会の実現のため、町の福祉施策と連携した事業を実施する幕別町社会福祉協議会の活動を支援します。	◎	○社会福祉協議会運営事業への支援を実施した。

基本目標	取組の方向	施 策	具体的取り組み内容	達成度 ◎：実施済 △：実施に向け検討中 ×：未実施	実施事業名若しくは具体的な取組み状況
		(2) 地域福祉を支える団体の活動支援			
		・ボランティア団体等の活動支援	制度の谷間にあって福祉サービスを利用できない人のニーズや日常生活でのちょっとした困りごとへの対応など、住民の多様なニーズにきめ細かく対応することができるボランティア団体等の活動は、地域福祉を支える大きな力となるものであり、今後ますます重要になることから、ボランティア団体等の活動を支援します。また、地域住民がボランティア団体等の活動に気軽に参加できる仕組みづくりを推進します。	◎	○社会福祉協議会と連携したボランティア団体への支援を実施した。
		・民生委員・児童委員協議会の活動支援	社会奉仕の精神で、常に住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている民生委員・児童委員の職務の遂行が円滑に行われるよう支援し、地域で支え合う福祉社会の実現を図ります。	◎	○民生委員児童委員活動への支援を実施した。
3 自立した生活を送ることができるまちづくり	1 健康づくりの推進	(1) 健康づくりの推進			
		・生活習慣病の発症予防と重症化予防	特定健康診査やがん検診等の定期受診を継続できるよう、受診勧奨の強化や受診しやすい健診体制の整備を行います。メタボリックシンドロームや糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療・重症化予防に取り組みます。	◎	○受診勧奨を行った。 ・保健ガイド配布、広報掲載、折込チラシ・無料検診個別通知(40歳、特定健診と大腸がん検診) ・無料クーポン券発送(20、24歳子宮がん、40歳乳がん検診) ・特定健診、子宮がん検診、乳がん検診対象者への個別通知 ○特定健康診査等を実施した。 ・特定健診・後期高齢者健診無料、各がん検診等の費用助成 ・集団検診 ・大腸がん検診(単独) ・特定健診と後期高齢者健診の個別健診実施医療機関の確保(町内・町外) ・子宮がん、乳がん検診の個別健診実施医療機関の確保 ・人間ドック・脳ドックの費用助成 ・成人歯科健診の費用助成 ○特定保健指導を実施した。 ・指導項目該当者との集団検診当日面接の実施 ・集団検診受診者結果説明会の実施 ・個別医療機関受診者への特定保健指導の実施 ・施設ドック等個別医療機関受診者への特定保健指導の委託 ○健康教育・周知活動を実施した。 ・健康づくり講座 ・対象別料理教室 ・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施

基本目標	取組の方向	施策	具体的取り組み内容	達成度 ◎：実施済 △：実施に向け検討中 ×：未実施	実施事業名若しくは具体的な取組み状況
		・健康に関する生活習慣の改善	栄養・食生活の改善、身体活動・運動・休養の改善、適正な飲酒・喫煙習慣の改善、歯・口腔状態の改善をライフステージに合わせて取り組みます。	◎	○健康づくり講座をはじめとした健康教育を実施した。 ・ババママ教室 ・離乳食講習会 ・食育講座 ・子どもクッキング ○各種健康相談を実施した。 ・母子健康相談 ・よちよちサロン、すくすく相談、ママカフェ(産前産後サポート事業) ・ばぶばぶの日健康相談 ○健康教育や普及啓発を実施した。 ・ピンクリボン運動(乳がんの正しい理解と検診受診啓発のパネル展示) ・たばこの害や禁煙についてのパネル展 ・まちづくり出前講座 ・野菜量アップのためのレシピの冊子配布、広報掲載 ・歯科健診受診勧奨と口腔衛生のポスターやチラシ配布、広報掲載 ・まくべつ健康21の周知と健康習慣普及月間の周知の広報掲載 ○各種健康相談を実施した。 ・母子健康相談 ・ママカフェ(産前産後サポート事業)
		・健康を支え、守るための社会環境の整備	自分自身の取り組み(自助)、家族や地域等の支援(共助)、行政や関係機関等の支援(公助)のそれぞれの立場で健康づくりに積極的に取り組むため、情報共有や多分野連携を推進します。	◎	○健康づくり推進協議会を中心に、健康づくりに関する事業の推進と評価を実施した。 ○関係各課と情報共有・連携し、事業へ取り組んだ。
		(2) 医療との連携			
		・医療との連携	誰もが健康で安全な生活を送るために、必要な時に安心して適切な医療を受けられる体制の確立や疾病の予防・早期発見のための各種検診の機会を確保するため、保健・福祉と医療の連携に努めます。	◎	○各種乳幼児等定期予防接種事業を実施した。 ○任意予防接種費用の一部助成事業を実施した。 ・インフルエンザワクチン(対象：妊婦、中学3年生、高校3年生) ○各種予防接種事業を実施した。 ・新型コロナウイルス、高齢者肺炎球菌、インフルエンザの高齢者に対する定期ワクチン接種に費用助成の実施 ・風しん5期の抗体検査及び抗体価が低い場合のワクチン接種の実施 ○特定健診と後期高齢者健診の集団実施の他、個別医療機関(町内・町外)へ委託した。 ○子宮がん・乳がん検診個別医療機関実施を帯広医師会に委託した。 ○施設ドック事業を委託した。 ○成人歯科健診業務を委託した。(町内歯科医院) ○帯広市休日夜間急病センターを周知した(ホームページ) ○へき地巡回診療事業を実施した(糠内・駒島・新和) ○嘱託医師会議を開催した。

基本目標	取組の方向	施 策	具体的取り組み内容	達成度 ◎：実施済 △：実施に向け検討中 ×：未実施	実施事業名若しくは具体的な取組み状況
	2 福祉サービスの適切な利用の推進	(1) 相談体制の充実			
		・相談体制の充実	地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所など、身近な地域での相談機関の機能充実を図ります。また、町の保健福祉に関する各分野の連携を進め、サービスを必要とする町民がわかりやすく利用しやすい相談体制の充実に努めます。また、保健・医療・福祉・教育・労働などの多様な相談に応じることができる総合相談窓口「札内住民相談室」の周知に努めます。地域にある関係機関・団体だけでは対応が困難な場合は、「とかち生活安心センター」や「十勝障がい者総合相談支援センター」などの専門的な相談機関につなぎます。	◎	○自立支援協議会相談支援部会において、相談支援における事例検討等を通して個々の能力向上と相談機関の機能向上を図った。 ・内容に応じて関係機関と連携し対応に当たった。 ○地域包括支援センターで総合相談を実施した(幕別・札内・忠類地区)
		・断らない相談支援体制の構築	支援を必要とする人は、多様で複合的な問題を抱えているケースが多く、1つの窓口や個々の制度では対応しきれないケースが増えていることから、ひきこもりや介護、生活困窮など、様々な問題にワンストップで対応するため、「断らない相談支援体制」を構築し、福祉制度につながりにくい人を継続的に支援できる体制の構築に努めます。	◎	○重層的支援事業を実施した。 ・複雑化・複合化した地域生活課題を抱え、福祉的支援を必要とする住民及びその住民の属する世帯の課題を把握し、関係機関との連携等により、その課題を解決するよう努めた。
		・いのち支える体制の強化	連携体制の強化を目的に庁内に設置した「いのち支える連携会議」において、保健、福祉、教育等関係各課が連携し、自殺の動機につながりやすい様々な社会的要因のある町民に対し、適切かつ総合的な支援に努めるとともに、関係職員を対象に、人材育成を目的とした研修を実施することで、自殺対策に係る体制強化に努めます。	◎	○住民とかかわる関係職員が、自殺対策の一翼を担っている共通の意識を持ち、各部署が連携を図ることで相談者を総合的に支援できるよう自殺対策に係る体制強化を図った。 ・「いのちを支える連携会議」を開催
		(2) 情報提供体制の整備			
		・情報提供体制の整備	福祉・保健・医療など、地域で安心して生活するために必要な情報を集約できる仕組みづくりを推進するとともに、多様化・複雑化するニーズに対応し、適切なサービス利用に結びつけることができる情報提供体制の整備を進めます。	◎	○関係部署及び関係機関との連携による、情報共有及び情報提供体制の整備。 ○内容に応じ関係課、関係機関と連携して相談者が必要とする情報を提供し、更に支援へつなぐことができるよう連携体制を整えた。 ○在宅医療・介護相談窓口を設置した。 ○「在宅医療・介護一覧」を作成し窓口で配布した。
	3 福祉サービスの適正な提供と支援体制の充実	(1) 高齢者福祉の支援体制の充実			
		・適切な介護サービスの提供	介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう、在宅での介護を支援するとともに必要な介護基盤サービスの整備を促進します。また、高齢者やその家族が安心して暮らすことができるよう、介護サービスの質を高めるとともに、適切なサービスの選択ができるよう地域包括支援センターを中心とした相談体制の確立を進めます。	◎	○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業により、地域の基盤体制の整備と介護支援専門員のサポートを実施した。 ○多職種連携ICTツール(バイタルリンク)の利用を促進した。 ○地域包括支援センターで総合相談を実施した。 ○介護相談員を派遣した。 ○介護基盤サービス整備を促進した。
		・高齢者の就労支援	高齢者就労センターは、豊富な経験や技能をもった60歳以上の方を会員とし、臨時的かつ短期的な就業の場を提供することにより、活力ある高齢社会の実現に重要な役割を果たしており、今後も高齢者の多様化するニーズに応えられるよう、人材の確保を進めるとともに高齢者就労センターの理念にあった雇用機会の拡大を図られよう支援に努めます。また、働く意欲と能力のある高齢者の雇用を確保するため、企業等に働きかけを行うとともに、情報提供に努めます。	◎	○高齢者就労センター事業を行う社会福祉協議会への補助を実施した。

基本目標	取組の方向	施 策	具体的取り組み内容	達成度 ◎：実施済 △：実施に向け検討中 ×：未実施	実施事業名若しくは具体的な取組み状況
		・高齢者の生きがいつくりの推進	高齢者が自分の能力や経験を生かし、積極的に社会参加できる「場」と自立した生活ができるよう環境の整備を図るとともに培った能力や経験を生かし社会の構成員としての自覚ができる機会を確保するなどの生きがい対策や社会参加を積極的に支援します。また、老人クラブは、会員数の減少、特に若い世代の加入が進まないことが課題となっていますが、代替性のない地域力として、高齢者が生きがいをもち、安心して住み慣れた地域社会で生活することを目指すために、その機能が維持されていくよう支援します。	◎	○老人クラブ連合会への支援を実施した。 ○生きがいつくり支援事業を実施した。 ○生活支援体制整備事業による地域づくりを支援した。 ○「シニア世代に参加して欲しい幕別町内の活動一覧」を作成し窓口で配布した。 ○幕別はたらき隊支援事業「介護アシスタント」を実施した。
		・認知症施策の推進	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーターの養成に努めるとともに、認知症に関する正しい理解の普及啓発を図ります。認知症になっても出来る限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人や家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を推進します。また、認知症高齢者が徘徊しても、安全に日常生活に戻ることができる高齢者等SOSネットワーク事業の体制充実と徘徊高齢者家族支援事業により、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、認知症の人やその家族、地域住民、専門職が集う認知症カフェの開設や運営を支援します。	◎	○認知症サポーター養成講座を実施した。 ○高齢者SOSネットワーク事業を実施した。 ○徘徊高齢者家族支援事業を実施した。 ○認知症地域支援推進員による地域づくりを支援した。 ○認知症初期集中支援チームを設置した。 ○認知症カフェに対する支援をした。 ○「認知症ケアパス」を作成し窓口で配布した。
		・ひとり暮らし高齢者等の支援	このため、高齢者見守りネットワーク事業による見守りや、各種在宅福祉サービス事業により日常生活を支援します。また、急病等の緊急事態が発生した場合でも、迅速に救護できる体制や、孤立死の防止に向けた取り組みとして、安否確認の体制の充実を図ります。	◎	○高齢者見守りネットワーク事業による見守りを実施した。 ○介護保険補完事業（お元気ですか訪問、緊急通報システム、食の自立支援サービス）を実施した。 ○各種在宅サービス事業により日常生活を支援した。
		・介護者への支援体制	介護者等が、日頃から抱えている不安や悩みごとなどを相談できる地域包括支援センターを中心として、在宅介護支援センターとの連携を図り、相談体制の充実に努めます。さらに、身体的、精神的、経済的負担を軽減するため、介護用品等の一部を助成し、在宅介護の継続を支援します。	◎	○地域包括支援センターで総合相談を実施した。 ○介護保険補完事業（介護用品等給付事業）を実施した。 ○介護者の集いを支援した。
		・介護予防施策の推進	介護予防は、運動機能の向上や栄養改善、認知症予防といった、心身機能の改善のような高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域における「活動」や、「社会参加」といった、高齢者を取り巻く環境へのアプローチにも力を入れ、地域の中に「居場所」や「役割」をつくり、人と人とのつながりの中で、地域においてリハビリテーション専門職等を活用した住民同士が支えあうコミュニティを形成し、結果として介護予防につながるような「地域づくり型の介護予防」を目指します。	◎	○地域サロンや老人クラブなどへの地域リハビリテーションを実施した。 ○介護・認知症予防のための普及啓発（出前講座、体力検定、脳力テスト、老福リフレッシュ体操、福寿フィットネス）を実施した。 ○介護予防教室（フレイル予防教室、ひざ痛腰痛改善教室、脳きたえる塾）を実施した。 ○介護予防ポイント制度を実施した。 ○介護予防生活実態調査を実施した。

基本目標	取組の方向	施策	具体的取り組み内容	達成度 ◎：実施済 △：実施に向け検討中 ×：未実施	実施事業名若しくは具体的な取組み状況
		(2) 障がい者の自立支援と社会参加			
		・障がいへの理解促進	障がいのある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障がいのある人もない人も等しく生活できる地域社会を目指し、障がいのある人の人格と個性が尊重され、地域の中でも自立した生活ができるまちづくりを推進することが重要であることから、「地域における福祉啓発の推進」や「障がいへの理解教育の促進」、「ふれあい広場に対する支援」、「ヘルプマーク・ヘルプカードなどの障がい者マークの周知活動」などにより、地域住民の障がいへの理解促進に努め、町民全体で助け合う社会の実現を目指します。	◎	○ヘルプマーク、ヘルプカード、障害者週間、発達障害週間などについて、広報等で周知を図った。 ○障がい理解促進事業として、小学校において障がい者理解に係る授業を行った。 ○就労促進かふえの開催、職場体験事業、チャレンジ雇用事業を実施し、障がい者の経済的自立のための訓練や支援を行った。
		・障がい者の生活支援の充実	障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、障がいの状態や生活状況に応じた適切な障害福祉サービスの提供に努めるとともに、利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービス基盤の整備を促進します。また、障がいのある人の中で就労が困難である人や通院等で経済的に困窮している障がいのある人の経済的自立への支援に努めます。	◎	○相談支援や基幹相談支援センターにおいてニーズを把握し、必要な障害福祉サービスの提供を行った。 ○通院・通所等による経済的負担を軽減するための交通費助成や補装具、日常生活用具給付事業を実施した。
		・障がい者の雇用・就業の推進	障がいのある人の社会参加と生きがいづくりや経済的自立のため、福祉・雇用・教育などの関係機関で組織する自立支援協議会を中心に就労支援を引き続き推進します。さらに「まくべつ就労促進かふえ」を継続し、関係機関とも連携しながら、障がいのある人自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の開拓を進めるとともに、障がいの特性に応じた就労支援対策を推進します。また、「障がい者職場体験事業」、「障がい者チャレンジ雇用事業」の継続実施をはじめ、一般就労が困難な人に対して、障害福祉サービスの就労継続支援事業を活用し、一般就労に向けた支援を行います。	◎	○就労支援コーディネーターを配置し、職場体験事業の参加者と事業実施中に面談を重ね、今後の一般就労に向けアドバイスをを行うなどの支援を行った。 ○自立支援協議会就労支援部会において、「就労促進かふえ」を開催し、企業と障がい者をマッチングできる場を設けた。
		・発達支援システムの確立	相談支援体制・情報提供の充実、心理士による評価・判定の実施、専門職による療育機能の充実など、乳幼児期から成人期までの発達上の困り感を持つ子どもや家族のニーズ、ライフステージに応じた支援体制の構築・強化を推進します。また、地域資源の活用、関係機関の連携強化を促進するとともに、ニーズに応じた支援がライフステージごとに継続されていくことを目的に、個別支援計画およびサポートファイルの活用を促進します。	◎	○乳幼児健診、巡回相談、発達相談(18歳まで)において、保護者の不安や悩み、児童の発達に応じて適宜相談に対応した。 ○相談内容に応じてペアレントトレーニング（保護者支援）を実施した。 ○心理士による発達・心理検査を実施し、客観的な指標も用いて個別支援計画を作成し、作業療法士や言語聴覚士などの専門職も含めて総合的な療育が行えるように努めた。 ○サポートファイルの活用について周知し、支援が継続できるように努めた。
		(3) 低所得者等の福祉の推進			
		・低所得者福祉の推進	低所得者の自立の助長を図るため、民生委員・児童委員をはじめ各種関係機関などと連携し、就労、生活などの相談・指導の充実を図ります。	◎	○生活相談による各種制度の紹介、支援を行った。 ○生活あんしんセンター事業(道事業)と連携した。
		・生活困窮者の自立支援	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するため、実施主体である北海道と連携を取りながら必要な支援に努めます。	◎	○生活相談による各種制度の紹介、支援を行った。 ○生活あんしんセンター事業(道事業)と連携した。

基本目標	取組の方向	施 策	具体的取り組み内容	達成度 ◎：実施済 △：実施に向け検討中 ×：未実施	実施事業名若しくは具体的な取組み状況
	4 切れ目のない権利擁護システムの推進	(1) 人権を尊重する社会の形成			
		・人権意識の啓発	地域住民に人権問題に対する正しい認識を広め、一人ひとりの人権が守られて、誰もが安心して生活できる社会を築けるよう啓発活動を行うとともに、帯広人権擁護委員協議会により、毎月第3水曜日に開設されている特設人権相談を継続して支援します。	◎	○特設人権相談窓口の設置及び人権教室実施に伴う支援を行った。 ○人権教室を開催した。
		・配偶者からの暴力被害者への支援	配偶者からの暴力は、問題が潜在化しやすく、被害が深刻化する特性があることから、被害者の早期発見と安全確保を第一に、迅速かつ適切な対応に努めます。また、状況に応じて配偶者暴力相談支援センターと連携し、被害防止の措置及び被害者の相談・一時保護を行うとともに、一時保護後の自立などの支援に努めます。	◎	○関係機関と連携した各種DV支援措置を支援した。
		・高齢者や障がい者の権利擁護	高齢者や障がい者の権利や財産の保護、虐待の防止や早期発見のため、相談窓口の体制整備を図るとともに、地域の関係者や関係機関との連携強化に努めます。また、虐待防止等に関する啓発普及に努めます。	◎	○疑わしい場合を含め虐待等の案件が判明した場合には、警察、児童相談所、北海道等関係機関と連携を取りながら対応に当たった。 ○地域包括支援センターによる高齢者虐待に関する相談、虐待に対応した。
		(2) 成年後見制度等の推進			
		・成年後見制度の推進	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう、成年後見制度の活用を推進します。そのため、本町における「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見センターを中核機関に指定し関係機関による連携体制を構築するなど体制強化を図ります。	◎	○「まくべつ障がい者福祉プラン2021」(改訂版)の中で「成年後見制度の周知及び事業の推進」を記載した。 ○中核機関の令和7年度設置に向けた準備を行った。 ○社会福祉協議会が所管する後見実施機関と連携し、成年後見制度の普及啓発、相談体制を整備した。
		・日常生活自立支援事業の活用推進	社会福祉協議会が取り組んでいる、判断能力が不十分な方を対象とした福祉サービス利用援助や日常的金銭管理などの「日常生活自立支援事業」について、普及・啓発を通じた支援に努めていきます。	◎	○相談の中で困りごとを確認し、その解決に必要な場合は「日常生活自立支援事業」について説明し、利用につなげた。 ○社会福祉協議会と連携した事業の普及啓発を実施した。
		(3) アイヌの人たちへの福祉の推進			
		・アイヌの人たちへの生活支援・活動支援	アイヌの人たちの生活の安定及び福祉の向上を図るため、生活館の運営事業を継続するとともに、安定した生活が営めるよう相談体制の充実に努めます。また、アイヌ協会の運営の支援を行うとともに、アイヌ文化の保存と伝承のための活動も支援していきます。	◎	○アイヌ文化拠点空間整備事業。 ・生活館を含む多機能型交流施設の建設に向けた準備を進めた。 ○アイヌ文化伝承活動支援事業。 ・アイヌの文化や技術を次代に承継するための活動を支援した。

基本目標	取組の方向	施 策	具体的取り組み内容	達成度 ◎：実施済 △：実施に向け検討中 ×：未実施	実施事業名若しくは具体的な取組み状況
4 安心して生活できるまちづくり	1 安全で快適な環境づくりの推進	(1) 生活環境の整備			
		・良好な生活環境の確保	高齢者や障がい者に配慮し、公共施設や移動手段などのバリアフリー化を進め、これらを円滑に利用できる環境を整備するとともに、景観とユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを目指します。また、地震災害などに強い公共施設等の建設や改修に努めます。	◎	○公営住宅長寿命化事業。 ・新あかしや南団地のバリアフリー住戸を整備した。
		(2) 災害時に備えた体制の整備			
		・要配慮者支援体制と地域防災力向上対策の重要性	災害が発生し、又はその恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者について、円滑かつ迅速に避難がなされるよう、予め支援が必要な者を「避難行動要支援者」(以下、「要支援者」という。)としてその把握に努めることが必要です。「自分たちのまち、地域は自分で守る」という精神のもと地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を図ることに努めます。	◎	○本人の同意に基づき「避難行動要支援者名簿」を希望する町内会長や民生委員等に提供した。 ○自主防災組織が実施する避難訓練等を支援した。 ○防災に関する「まちづくり出前講座」を実施した。
		・町民一人ひとりが取り組むこと	・防災のしおりを参考に、常日頃から非常持ち出し防災用品及び備蓄品を準備し、「自助」による防災力を高めます。 ・災害に備えて、災害区分(地震・津波時、洪水時、土砂災害時)ごとに示されている指定緊急避難場所や指定避難所を確認し、日頃から災害を想定した準備を心がけます。 ・隣近所にどのような人が住んでいるか把握します。 ・万が一の災害時には、自身や家族の安全避難を第一に考えるとともに、隣近所の安否も確認し、必要に応じて適切な機関に連絡できるよう心がけます。 ・日頃から、地域等での防災訓練や防災に関する講習会等に積極的に参加するとともに、地域の交流等にも参加するなど、自らが防災力を高めるよう努めます。	◎	○まちづくり出前講座の周知と参加を勧奨した。
		・地域が取り組むこと	・地域住民相互の交流を図り、安心・安全な地域社会の構築が図られるよう努めます。 ・行政から示される「避難行動要支援者名簿」を参考に地域において、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、災害時の支援体制の整備に努めます。 ・災害時の「共助」としての自主防災組織の育成を図るとともに、避難訓練等を実施し、地域の防災力の向上に努めます。	◎	○自主防災組織設立を支援した。 ○自主防災組織が実施する避難訓練等を支援した。
		・事業者が取り組むこと	・地域での避難訓練や防災活動に協力、支援を行います。 ・災害時における支援体制を整備します。 ・自主的な防災組織の設置を図ります。 ・浸水想定区域の要配慮者利用施設は、洪水時の避難確保計画を作成するとともに、避難の確保を図るために必要な訓練を実施します。	◎	○要配慮者利用施設に対する避難確保計画の作成を支援した。
		・行政が取り組むこと	・災害対策基本法第49条の10第1項及び国が作成した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針に基づき、町民課、福祉課及び保健課が協力し避難行動要支援者名簿の作成を行うとともに、災害時に活用できるよう、情報の把握、管理、更新を図り、災害時における連携体制を構築します。 ・要支援者に対して、災害時の迅速な避難や安否の確認等のため、本人の同意を得たうえで、避難支援等の実施に必要な限度で、関係者、機関に名簿を提供するなど情報共有体制を構築します。 ・要支援者に、日頃から災害時の情報伝達方法、支援体制、対応方法等を周知します。 ・要支援者支援体制構築のため、研修会や講演会等の開催、広報紙等を活用し住民への周知を図ります。 ・福祉避難所及び備蓄品等の整備について計画的に整備します。 ・自主防災組織(行政区)の防災活動を支援するため、出前講座などで「協働のまちづくり支援事業」の周知と活用を呼び掛け、自助・共助機能の強化を図ります。 ・住民相互の活動を支援し、安心安全な地域社会の構築が図られる取り組みを推進します。 ・日頃から、民生委員・児童委員、自主防災組織(公区)、関係機関等との連携を図り、見守り活動、支援体制を構築します。	◎	○避難行動要支援者名簿及び個別支援計画を作成した。 ○避難行動要支援者同意者名簿及び個別支援計画を提供した。 ○防災出前講座を実施した。 ○備蓄品を整備した。 ○自主防災組織設立を支援した。 ○広報を活用した防災情報の周知・啓発を行った。 ○各種情報伝達訓練を実施した。